

## 福祉避難所・災害応援活動に関する協定を締結しました

問協働推進課防災安全係☎72-2111内線253

11月1日、市は、弥生園と弥生の里デイサービスセンターと「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しました。この協定により、地震や大雨などの大規模災害時に、市からの協力要請に基づき、福祉避難所として利用できるようになりました。

また、市内の福祉避難所へ、専門的な知識をもつ社会福祉士の派遣や被災者の輸送などを行うため、小郡市社会福祉協議会とサポネットおごおりと「災害時における災害応援活動に関する協定」を締結しました。

市では、大規模災害に備えて、民間施設との協定により福祉避難所の収容人数の確保や施設整備の拡充を行っています。

### 福祉避難所とは

高齢者や障がい者など、災害時に特別な配慮を必要とする方が利用する避難所です。

現在、以下の6か所の民間施設と協定を締結し、災害時に福祉避難所として利用することができます。

本間病院	三沢526
小郡池月苑	八坂29-1
長生園	三沢881-1
ケアハウス小郡	三沢5432-1
弥生園	山隈273-8
弥生の里デイサービスセンター	山隈273-35

## 松崎薩摩街道沿いの白壁修繕完了

問文化財課☎75-7555

市教育委員会の補助事業として、9月から行っていた松崎宿旧本陣跡に建つ蔵と壁の修繕が完了しました。

この白壁の蔵と塀は、油屋とともに松崎宿の面影を伝えるものでしたが、近年しつこいが剥がれるなど傷みが激しくなっていました。

今回の修繕により、建築当時の姿になっていますので、ぜひご覧ください。



## インターネット公売(不動産)を行います

問収納課☎72-2111内線132

市は、市税の滞納処分により差し押された不動産をインターネット上で公売します。売却代金は滞納市税に充当することになります。公売は、少しでも高額で落札されるよう、また、公正を期するため入札により行います。

### 公売財産

種類	土地・建物
所在地など	小板井字原口446番3 構造：鉄骨・鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建
地積	200.99m <sup>2</sup>
床面積	1階 87.77m <sup>2</sup> 2階 47.01m <sup>2</sup>

**申込期間** 1月10日(火)／午後1時  
～23日(月)／午後11時

**入札期間** 1月30日(月)／午後1時  
～2月6日(月)／午後1時

**入札確定日時** 2月9日(木)／午後5時  
**代金納付期限** 2月13日(月)／午後2時30分

※公売物件や参加申込方法の詳細は、市ホームページまたは収納課へお問い合わせください。滞納市税などが完納された場合は、公売が中止になることがあります

## 認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置制度などの申告は1月31日(火)まで

申告 税務課資産税係(本館1階) ☎ 72-2111内線122・123

※各種申告書は、税務課窓口、市ホームページ(ホーム▶申請書ダウンロード▶税金)で入手できます

### 新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置制度

平成28年1月2日から平成29年1月1日までに認定長期優良住宅を新築した人は、申告により、通常の新築軽減(3年間もしくは5年間)に代わり、次の減額期間が適用されます。

#### 【減額される期間】

一般の住宅(平屋・2階建住宅等)	新築後5年間
3階以上の中高層耐火住宅等 (マンション等)	新築後7年間

#### 【減額内容】

住宅部分1戸当たりの床面積	税の減額率(該当家屋のみ)
50m <sup>2</sup> ~120m <sup>2</sup> のもの	2分の1
120m <sup>2</sup> ~280m <sup>2</sup> のもの	120m <sup>2</sup> 分に相当する税額の2分の1(60m <sup>2</sup> に相当する税額)

#### 対象家屋(住宅)

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定される認定長期優良住宅
- ・床面積が50m<sup>2</sup>(一戸建て住宅以外の共同住宅の場合40m<sup>2</sup>)以上280m<sup>2</sup>以下のもの
- ・併用住宅の場合、居住部分割合が2分の1以上で、かつ居住部分床面積が50m<sup>2</sup>以上のもの

#### 申告方法

長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書に記入し、認定長期優良住宅の認定通知書の写しを添え、申告してください。

申告期限 1月31日(火)

#### 認定長期優良住宅とは

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準(耐久性・可変性・維持管理の容易性)に基づき、行政庁の認定を受けて新築された住宅のことです。

#### 住宅用地の申告

住宅の敷地として利用している土地(住宅用地)の固定資産税は、税負担が軽減されています。平成28年1月2日から平成29年1月1日までに、住宅用地の利用状況に変更がある人は、住宅用地特例の適用が変わりますので、申告が必要です。

#### 対象となる場合

- 住宅を新築・増築した場合
- 住宅を新たに取得した場合
- 住宅を解体した場合
- 住宅を店舗・事務所などとして利用し始めた場合、または店舗・事務所などを住宅として利用し始めた場合
- 住戸数の変更があった場合
- 土地の利用方法を変えた場合

※すでに家屋調査、滅失登記が済んでいる場合は、申告は不要です

#### 申告方法

固定資産税の住宅用地等申告書に記入し、申告してください。別途関係書類を提出してもらう場合があります。

申告期限 1月31日(火)

#### 住宅用地継続申告について

既存の家屋(住宅)の所有者またはその家族が、賦課基準日(1月1日)に住宅を建替え中の場合、その土地は、1年度のみ継続して住宅用地の特例を受けることができます。申告が必要ですので、詳しくは、お問い合わせください。

#### 新築・増築、解体の届け出

建物(住宅・倉庫・車庫・店舗など)を新築・増築、解体した場合、平成29年度固定資産税に対する調査が必要ですので、ご連絡ください。

#### 償却資産の申告

平成29年1月1日現在で、市内に事業用資産(償却資産)を所有している法人または個人は、当該資産の申告が必要です。

すでに市に登録している所有者には、12月中に書類を郵送しています。期限内に申告してください。

※新規の人はご連絡ください

●申告期限 1月31日(火)

※太陽光発電設備などに対する課税標準の特例適用には、法改正による変更があります。詳しくは、お問い合わせください

## 狂犬病を知っていますか

問 生活環境課環境係☎72-2111内線152

### 狂犬病とは

- ・狂犬病ウィルスを保有する動物にかまれたり、引っかかれたりして発症する、人と動物の共通感染症です。
- ・全世界で毎年3万5,000～5万人が、狂犬病で亡くなっています。
- ・症状は、発熱や頭痛などから始まり、錯覚、幻覚などがあります。最終的には昏睡状態から呼吸停止に至り、発症すると致死率はほぼ100%です。
- ・日本では、1957年以降発生していません。



狂犬病の発生を防ぐため、狂犬病予防法では、犬の飼い主に次のようなことを義務付けています。

### ①犬の登録

- ・登録によって、どこの地域に何頭の犬がいるかがわかり、狂犬病が発生したときにまん延を防ぐ第一歩となります。
- ・登録すると「鑑札(かんさつ)」が交付されます。
- ・登録した犬が死亡したり、所在地を変更したりしたときも届出が必要です。



### ②年1回の狂犬病予防注射

- ・愛犬が狂犬病にかかるなどを予防し、さらに人への感染を防ぐことができます。
- ・予防注射を受けると、「注射済票」が交付されます。



### ③鑑札と注射済票の装着

- ・交付された鑑札と注射済票は、首輪などにつけましょう。
- ・鑑札や注射済票は、迷子札の役目も果たします。

### 犬の飼い方のマナー

- ・犬の放し飼いは、禁止されています。
- ・散歩中も、必ずリード(引き綱)をつけましょう。
- ・フンは、拾って持ち帰りましょう。
- ・鳴き声が周囲の迷惑にならないよう配慮しましょう。



### もしも飼い犬が迷子になったら……

飼い犬が迷子になった場合は、すぐに下記の3か所に連絡してください。  
小郡市役所☎72-2111内線152  
北筑後保健福祉環境事務所☎0946-22-2741  
小郡警察署☎73-0110

## 年末年始の業務のお知らせ

年末年始の業務予定をお知らせします。

公共施設の休館日は、29ページをご覧ください。

	12/28(水)	29(木)	30(金)	31(土)	1/1(日・祝)	2(月・休)	3(火)	4(水)
市役所(72-2111)		×	×	×	×	×	×	
ごみ収集(内線153)				×	×	×	×	
し尿収集(内線153)			×	×	×	×	×	
クリーンヒル宝満(内線153)				×	×	×	×	
浄化槽洗浄(内線153)			×	×	×	×	×	×
コミュニティバス(内線142)				×	×	×	×	